

危険物取扱者保安講習受講報告

共通機器部門 坂下 英樹

1. はじめに（目的等）

危険物取扱者免状の交付を受け、危険物の取り扱い作業に従事しているものは、3年毎に標記の講習を受けなければならないため受講した。

2. 期間・場所

期間：令和3年10月31日

会場：東広島市総合福祉センター

3. 参加者等

企業などから 約100名

4. 研修内容

(1) 過去3年間の法令改正事項, (2) 危険物に関する規制の要点, (3) 危険物施設及び危険物災害の現況

5. まとめと感想

今回は特に豪雨災害などの風水害発生時における危険物保安上の留意事項について説明がなされた。風水害による危険物の漏洩、禁水性物質の爆発などの事例の紹介と、ハザードマップによる危険性のチェックと事前の備えについて例をあげて説明された。また、コロナ関連として、消毒用アルコールの安全な取り扱いについても説明があった。60%以上で危険物に該当するので、通常70%以上である消毒用アルコールは危険物に該当し、使用の際には火気に注意が必要である。(火気厳禁の表示も必要)

施設及び災害の現況としては、施設が毎年減っているのに事故件数は高いレベルで推移しており、事故発生率が過去10年で1.5倍近くになっていた。最後は危険物事故と対応策に関するビデオの視聴だった。なお、今回の受講期限は受講後の次の4月1日から3年以内なので、2025年3月31日までである。廃液回収の現場には大量の危険物（自然性廃液、廃油）が集積されるので、火災にならないようにしっかりと対応していきたい。